

れいほく事務だより

嶺北地域学校事務支援室 No.3
H29 年 12 月 20 日



今年も残すところあと少しとなってしまいました。これから嶺北は雪の季節・・・みなさんくれぐれも車の運転には気をつけて出勤しましょうね。

さて、今回は ☆看護休暇 ☆貸付金利率の改定(引き下げ)について特集します。ぜひ！目を通して参考にして下さい。

この季節、子どもさんやご両親等がインフルエンザにかかったりすることもあると思います。または実父母や配偶者の父母の介護が必要になったり・・・状況によっては「看護休暇」「短期介護休暇」が取得できますので、有効に活用して下さい。



★看護休暇

	対象者	日数等		内容	
ア	小学就学の始期に達するまでの子	1 人	暦年 5 日を超えない範囲内	他に看護者がいる場合でも取得可	・負傷疾病等の事由 ・予防接種、健康診断
		2 人以上	暦年 10 日を超えない範囲内		
イ	配偶者 二親等以内の血族・姻族(※)	暦年 5 日を超えない範囲内		他に看護者がいない場合	・負傷疾病等の事由 ・予防接種健康診断ダメ
ウ	中学就学の始期に達するまでの子	ア又はイの期間すべて取得後、中学入学までの子を看護する場合、更に2日の範囲内での取得が可能			

(※) 父母・上記アを除く子(小学生以上)・祖父母・孫・兄弟姉妹

★短期介護休暇

対象者	日数等		内容	
配偶者・二親等以内の血族及び姻族 事実上婚姻関係にある者の父母及び子、配偶者の父母の配偶者	1 人	暦年 5 日を超えない範囲内	他に介護可能な家族がいる場合であっても取得可能	負傷疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護(要介護者) ・要介護者の介護 ・要介護者の通院等の付添 ・要介護者の介護サービスを受けるために必要な手続きの代行 ・その他要介護者の必要な世話を行う場合
	2 人以上	暦年 10 日を超えない範囲内		

いずれも「**特別休暇承認簿**」で申請して下さい。 ※事由欄に内容を記入(残日数も)

「**管理簿**」も必要ですのでお忘れなく。。。

12月29日から1月3日までは休日となります。26日～28日、4日～6日については年休などの手続きは早めに済ませておきましょう！

裏は【貸付金利率の改定】です



【貸付金利率の改定(引下げ)について】



1. 貸付金利率の引き下げ

	平成 29 年 12 月まで適用される利率(年利)	平成 30 年 1 月以降に適用される利率(年利)
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	2.72%	1.32%
住宅災害・災害貸付け	1.72%	0.99%
介護構造部分に係る貸付け	2.46%	1.06%

※上記の利率には債務保険料(0.06%)を含んでいます。

※上記の利率は見直し時点(平成 30 年 1 月)における利率となります。今後の金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。



2. 適用日

平成 30 年 1 月 1 日

これから新たに貸付けを申し込まれる方に限らず、すでに借りている方も手続き不要で利率が下がります。新しい償還表は 12 月以降に送付されます。

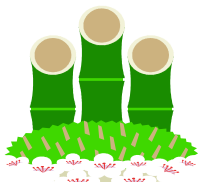
❖春の入学シーズンに向けて、例えば教育費 200 万円を借りて 10 年で返済する場合(毎月返済のみ)の例❖

利率(年利)	1.32%
手数料	0 円
1 月当たりの返済額	17,800 円
10 年間で返済することとなる金額	約 214 万円

授業料や入学金だけでなく、通学のために転居した場合のアパート代(1 年分)や引越し費用、家具代、他の金融機関の教育ローンの返済(借換え)にも使えます。

お知らせ

1 月から特別(病気)休暇承認簿が新しくなりますのでお気を付け下さい



みなさま 良いお年をお迎えください

